

最先端研究開発支援プログラム運用基本方針

平成21年6月19日

総合科学技術会議

総合科学技術会議は、平成21年度一般会計補正予算に盛り込まれた「最先端研究開発支援プログラム」(先端研究助成基金として2700億円を計上)の運用に関して、以下の基本方針を決定する。

1. プログラムの目的:

本プログラムは、研究者の能力を研究開発のために最大限発揮できるよう、

- ・ 「サポートチーム」を結成することにより研究者が研究に専念できる体制の確立
- ・ 研究者にとって自由度の高い多年度にわたる研究資金の確保

を図るとの「研究者を最優先」した従来にない全く新しい研究者支援のための制度を創設し、あわせて、

- ・ 科学技術分野における我が国の代表的研究者若しくは本プログラム実施により我が国の代表的研究者となることが期待される研究者(中心研究者)
- ・ 新たな知を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、さまざまな分野及びステージを対象とした先端的研究課題のうち、3～5年間で世界をリードし、世界のトップを目指す研究課題

を選定し、本制度の下で当該研究開発の成果を得ることによって、産業、安全保障等の分野における我が国の中長期的な国際的競争力、底力の強化を図るとともに、研究開発成果の国民及び社会への確かな「成果還元」を図ることを目的とする。

2. プログラムの進め方:

(1)ステップ1(中心研究者及び研究課題の選定)

- ① 1. のプログラムの目的を達成するため、内閣府は中心研究者及び研究課題を公募するとともに、産学官の関係機関から意見を聴取する。
- ② 総合科学技術会議における中心研究者及び研究課題の選定作業を迅速かつ適切に行うため、「最先端研究開発支援会議」(以下「支援会議」という。)並びに支援会議での審議、検討を支援するための「最先端研究開発支援ワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)を開催する。ワーキングチームは、応募された中心研究者及び研究課題から、支援会議における審議、検討に資するため中心研究者候補及び研究課題候補を選定し、支援会議に報告する。支援会議は、ワーキングチームでの議論を踏まえ、審議、検討を行い、中心研究者案及び研究課題案をとりまとめ、総合科学技術会議に提出する。
- ③ 総合科学技術会議は中心研究者及び研究課題を決定する。
- ④ 上記選定のための選定方針等を支援会議において策定する。

(2)ステップ2(中心研究者による研究支援担当機関の指名)

- ① ステップ1において選定された中心研究者及び研究課題について、内閣府は、研究本体及び研究管理を行うための適切な支援を行う機関(民間、独法、大学等、またはこれらの合同チーム(ただし合同チームの場合でも責任機関は1つ))(以下「研究支援担当機関」という)の候補を公募する。
- ② 中心研究者は、ヒアリング等を通じて、応募してきた研究支援担当機関候補の中から複数の研究支援担当機関候補を指名する。
- ③ 指名された研究支援担当機関候補は、目標とする研究成果、予算総額、予算の年次計画等の詳細な研究計画を策定し、内閣府を通じて中心研究者に提出する。中心研究者は提出された研究計画等を踏まえ、研究支援担当機関を最終的に指名する。当該研究支援担当機関及び研究計画については、内閣府で取りまとめ、総合科学技術会議に報告する。
また、中心研究者は研究支援担当機関において研究開発を実施するために必要な雇用関係、知的財産の取り扱い等に関する取り決めを交わす。
- ④ 総合科学技術会議は、中心研究者、研究課題、研究支援担当機関及び研究計画を取りまとめて文部科学大臣に意見具申を行う。
- ⑤ 本プログラムの研究開発に必要な経費は、日本学術振興会に設立された先端研究助成基金(以下「基金」という。)により、総合科学技術会議が決定した運用に係る方針に基づき、日本学術振興会が文部科学大臣の指示を受けて交付を決定し、出納を管理する。
- ⑥ 上記選定のための選定方針等を支援会議において策定する。

(3)ステップ3(研究開発及び事後評価の実施)

- ① 文部科学大臣は総合科学技術会議からの意見具申を日本学術振興会に伝達し、意見具申に基づいて日本学術振興会は各研究支援担当機関に必要な研究費を助成する。
- ② 総合科学技術会議は、本プログラムの着実な推進を図るためにフォローアップを行うこととし、毎年、研究支援担当機関から研究の進捗状況を、日本学術振興会から基金の管理状況等について聴取するとともに、中心研究者から研究3年後に研究状況を聴取し、必要がある場合には改善を要求することとする。
- ③ 総合科学技術会議は、研究開発終了後、当初の目標どおりの成果が得られたかどうか、外部有識者を活用して評価を行う。この場合、中心研究者及び研究支援担当機関が行う自己評価を踏まえて行うことを基本とする。

(4)その他

- ① 内閣府科学技術政策担当部局において、本プログラムを円滑に推進するために必要な事務を実施する。
- ② 支援会議は、基金の運営・管理に係る基本方針、基金の管理状況、先端研究助成業務の進

捗状況を審議・検討する場合には、基金を管理する立場としての文部科学大臣の出席を求める。

- ③ この他、本プログラムの運用に関して必要な事項については、支援会議において策定する。
- ④ 総合科学技術会議は、本プログラムの趣旨が維持されていることを確認するため、プログラム開始1年後を目処に基金管理事務も含めた本プログラム全体について検討を行う。